

答申第 1105 号

諮問第 1766 号

件名：特定の法人の未払い賃金の金額等が記載された文書等の不開示決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別表の 2 欄に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、存否を答えるだけで不開示情報を開示することになるとして不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が令和 5 年 5 月 11 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が令和 5 年 5 月 19 日付け及び同月 31 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由（略）

### 3 審査請求の併合について

審査請求人は、本件不開示決定に対し、それぞれ審査請求をしているが、これらの審査請求は、審査請求の趣旨及び理由が類似であることから、審査請求に係る審理の促進及び手続の効率化のため、実施機関はこれら 2 件の審査請求を併合することとした。

### 4 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件開示対象文書について

ア 別表の 1 欄に掲げる請求 1（以下「請求 1」という。同欄に掲げる請求 2 も同様とする。）について

請求 1 における開示請求書の記載事項から、請求 1 は、公益財団法人 A（以下「A 法人」という。）から横領により懲戒免職となつたとされる審査請求人の「未払い賃金」の金額等が記載された A 法人の会計書類等及びその会計書類に係る会計処理が公益認定基準に照らして適切に処理されたものであることを認める旨の愛知県知事名による文書の開示を求めるものであると解した。

## イ 請求 2 について

請求 2 における開示請求書の記載事項のうち、「担当者である B 氏他全県職員の内、担当業務についての者の同法人に関する出張に関する全文書及び平成 24 年 3 月 1 日以降に当法人に関して行った調査等に関する全文書(令和 5 年 5 月 11 日までの調査等について)」の趣旨が不明であったため、令和 5 年 5 月 19 日付け 5 文芸第 334 号による当該開示請求書の補正通知により、「担当者である B 氏他全県職員の内、担当業務についての者の同法人に関する出張に関する全文書」とは、審査請求人に関する担当業務でよいのかどうか及び「平成 24 年 3 月 1 日以降に当法人に関して行った調査等に関する全文書」とは、審査請求人に関する調査等に関する文書でよいのかどうか確認したところ、令和 5 年 5 月 26 日付けで、審査請求人からいずれも確認した内容のとおりである旨文書により回答があった。

以上を踏まえて、請求 2 は、審査請求人に関する担当業務につき A 法人への出張に係る文書及び審査請求人に関する A 法人に対する調査等に関する文書の開示を求めるものであると解した。

### (2) 条例第 10 条該当性について

本件開示請求は、A 法人から横領により懲戒免職となったとされる審査請求人の「未払い賃金」の金額等が記載された A 法人の会計書類等及びその会計書類に係る会計処理が公益認定基準に照らして適切に処理されたものであることを認める旨の愛知県知事名による文書並びに審査請求人に関する担当業務につき A 法人への出張に係る文書及び審査請求人に関する A 法人に対する調査等に関する文書の開示を求めるものであるが、その存否を答えることは、特定の個人が横領により A 法人から懲戒免職されたか否か、特定の個人に係る未払い賃金等が A 法人に存在するか否か、特定の個人に係る担当業務につき愛知県が A 法人に対して出張して調査を実施したか否か（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなる。

よって、本件存否情報は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。また、本件存否情報が、同号ただし書イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、本件存否情報は条例第 7 条第 2 号の規定により保護すべき個人情報に該当する。

### (3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書における審査請求の趣旨及び理由には、「本

決定は正義に反しており、その不正義を糾すため」と記載しているが、その意味するところが不明であったため、令和5年9月6日付け5文芸第992号で審査請求人宛て相当の期間を設けて審査請求書に対する釈明要求を行ったところ、期間内に審査請求人から回答がなかったため、審査請求書における審査請求の趣旨及び理由を、「開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由に不服がある」と解した。

その上で、開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由は前述のとおりである。

#### (4) 結語

以上のことから、本件開示対象文書の存否自体の情報を明らかにすることは、条例第7条第2号に規定する不開示情報を開示することとなることから、条例第10条の規定により、本件開示対象文書の存否を明らかにしないで不開示決定を行ったものである。

### 5 審査会の判断

#### (1) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、請求1の請求対象文書は、A法人から横領により懲戒免職となったとされる審査請求人の「未払い賃金」の金額等が記載されたA法人の会計書類等及びその会計書類に係る会計処理が公益認定基準に照らして適切に処理されたものであることを認める旨の愛知県知事名による文書であり、請求2の請求対象文書は、審査請求人に関する担当業務についてのA法人への出張に係る文書及びA法人に対して行った調査等に関する文書であると解される。

#### (2) 条例第10条該当性について

ア 行政文書の開示請求があった場合、条例は、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならないが、条例第10条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できるとしている。

そして、「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る行政文書の存否自体の情報が条例第7条各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいう。

また、行政文書が存在しない場合に不存在と答えて、行政文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、存否応答拒否をした場合は開示請求者に当該行政文書の存在を類推させることになり、存否応答拒否の意味をなさないことになるため、存在すると否とを

問わず、常に存否応答拒否をすることが必要である。

この考え方にに基づき、実施機関が本件請求対象文書の開示請求に対し、条例第 10 条に該当するとして、存否応答拒否による不開示としたことの適否について、以下検討する。

イ 実施機関は、本件請求対象文書の存否自体の情報が、個人情報を開示することとなるため、条例第 7 条第 2 号により保護すべき情報に当たるとして、条例第 10 条に該当すると決定している。よって、本件存否情報の条例第 7 条第 2 号該当性について、以下判断する。

(ア) 当審査会において、本件開示請求書を確認したところ、請求 1 は、請求内容に特定個人の氏名を記載した上で、特定個人に対する未払い賃金の金額等が記載された文書の開示を請求するものであると認められる。請求 1 に係る文書の存否を明らかにすることになれば、特定個人が横領により A 法人から懲戒免職されたか否か、特定個人の未払い賃金等の債権が A 法人に存在するか否か、という個人に関する情報を明らかにすることとなると認められる。

また、令和 5 年 5 月 19 日付けで実施機関が、①担当者である B 氏他 全県職員の内、担当業務についての者の同法人に関する出張に関する全文書とは、今回の審査請求人に関する担当業務でよいか、②平成 24 年 3 月 1 日以降に当法人に関して行った調査等に関する全文書とは、審査請求人に関する調査等に関する文書でよいか、と補正を求めたところ、審査請求人から「今回の本人に関する担当業務でよい」「本人に関する調査等に関する文書でよい」と回答があったことから、請求 2 は、特定個人に関する担当業務についての A 法人への出張、調査等に関する文書の開示を請求するものであると認められる。請求 2 に係る文書の存否を明らかにすることになれば、特定個人に係る担当業務につき、実施機関が A 法人に対して出張し調査を実施したか否かということを確認することとなり、ひいては個人に関する情報を明らかにすることとなると認められる。

よって、本件存否情報は条例第 7 条第 2 号本文に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

さらに、同号ただし書イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、本件存否情報は条例第 7 条第 2 号に規定する不開示情報であると認められる。

ウ 以上により、本件請求対象文書の存否自体の情報を明らかにすることは、条例第 7 条第 2 号に規定する不開示情報を開示することとなることから、実施機関が条例第 10 条の規定により、本件請求対象文書の存否を

明らかにしないで不開示決定を行ったことは妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

本件請求対象文書の存否については、前記(2)において述べたとおりであることから、これらの審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 別表

1 請求	2 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	3 不開示決定	4 審査請求年月日
請求 1	<p>平成 24 年 3 月 30 日に公益財団法人 A を 1 万 6 千円余りを横領したとの罪で懲戒免職された C に対する</p> <p>1. 「未払い賃金」の金額、それから生じた利子利息、運用益等の、各会計年度ごとの金額、それらの金額が記載/記録された文書、それらに割り当てた勘定科目等、それらの会計処理が法令に遵守して行われたことを証明する文書</p> <p>2. 「未払い出張旅費」の金額、それから生じた利子利息、運用益等の、各会計年度ごとの金額、それらの金額が記載/記録された文書、それらに割り当てた勘定科目等、それらの会計処理が法令に遵守して行われたことを証明する文書</p> <p>3. 「未払い退職金」の金額、それから生じた利子利息、運用益等の、各会計年度ごとの金額、それらの金額が記載/記録された文書、それらに割り当てた勘定科目等、それらの会計処理が法令に遵守して行われたことを証明する文書</p> <p>平成 24 年 3 月 30 日に公益財団法人 A を 1 万 6 千円余りを横領したとの罪で懲戒免職された C に対する「未払い賃金」、「未払い出張旅費」、「未払い退職金」及びそれから生じた利子利息、運用益等について、毎会計年度ごとに、それらの会計処理が全て「公益認定基準に全て合致」していると愛知県知事が同法人にお墨付き等を与えた全文書</p>	令和 5 年 5 月 19 日付 け 5 文 芸第 330 号	令和 5 年 8 月 7 日
請求 2	<p>本日、文化芸術課担当課長 D に、公益財団法人 A に対し、本人の申し立てにより調査を確認したところ、担当の B に聞かないと分からないと答えをした。本人が「本件調査のための出張はしていますか？」と聞いたところ、D 氏は「すぐには回答できない。本日中に回答できるかも分からない」と言ったため、担当者である</p>	令和 5 年 5 月 31 日付 け 5 文 芸第 389 号	令和 5 年 8 月 10 日

1 請求	2 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	3 不開示決定	4 審査請求年月日
	B 氏他全県職員の内、担当業務についての同法人に関する出張に関する全文書及び平成 24 年 3 月 1 日以降に当法人に関して行った調査等に関する全文書(令和 5 年 5 月 11 日までの調査等について)		

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
5 . 1 0 . 3 1	諮問 (弁明書の写しを添付)
5 . 1 2 . 4	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
6 . 3 . 2 1 (第 682 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
6 . 4 . 1 7 (第 683 回審査会)	審議
6 . 5 . 2 8	答申